

平成22年度第6回伊勢地区地域審議会会議概要

- 1 開催日時 平成23年3月15日(火)午後7時～午後8時10分
- 2 開催場所 伊勢市役所東庁舎4-2会議室
- 3 議事内容
 - 1 審議事項
 - 合併調整に伴う「防災行政無線管理運用」にかかる意見聴取について
 - 合併調整に伴う「ケーブルテレビ加入補助金」等にかかる意見聴取について
 - 2 報告事項
 - 伊勢市公共下水道事業受益者負担金について
- 4 出席委員 池田千恵美委員、岡本忠佳委員、佐久間泰子委員、櫻井治男委員、杉田英男委員、竜田和代委員、中村基記委員、前田政吉委員、馬瀬清美委員、牧野幸也委員、村田典子委員
- 5 欠席委員 浦田宗昭委員、小寺留男委員、西山隆司委員、山上智寛委員、山本幸正委員
- 6 出席職員 情報戦略局長、行政経営課長、行政経営課政策係員
- 7 議事概要
 - (1) 審議事項
 - 合併調整に伴う「防災行政無線管理運用」にかかる意見聴取について
「防災行政無線管理運用」にかかる意見聴取について、危機管理課より、資料に基づき説明がされた。
 - ・合併調整では、防災行政無線について、旧4市町村の無線を引き継ぎ、新しいシステムを構築することとなっており、新しい防災行政無線の一元化・デジタル化の構築を現在進めていて、平成25年度末に完成する予定である。
 - ・現在の4つの防災行政無線のそれぞれの使用状況について、旧伊勢では基本的には屋外拡声機からの放送で、難聴箇所や公共施設に、350台の戸別受信機を配置し、緊急放送と一般放送を行っている。旧二見では、約3,000台の戸別受信機を個人宅(全域)、公共施設等へ配置し、また旧小俣では、約6,700台の戸別受信機を個人宅(全域)、公共施設、自衛隊官舎などへ配置し、緊急放送と一般放送のほかに、自治会連絡放送を行っている。旧御薮では、CATV防災告知システムを個人宅(全域)で利用している。
 - ・新しく整備される防災行政無線(デジタル)では、防災行政無線の内容を登録した携帯などへ配信する防災メールや観光客対策としたエリアメール、電話やFAXでの配信、市ホームページへの自動掲示などの機能を備えている。
 - ・新しい防災行政無線のデジタル化に伴い、現在の戸別受信機(アナログ)は、使用できなくなる。仮に、戸別受信機(デジタル)を市内全戸に配置するとすると、1

台当たり 51,500 円必要となり、全体で 27 億円と多額の費用が必要となり、整備される防災行政無線の様々な機能を活かせることから、戸別受信機は、配備しないこととした。避難所などへの戸別受信機の配置は、考えている。

- ・現在のシステムについて、旧二見、小俣では、平成 25 年末まで、御菌 C A T V システムは、平成 25 年度末までを予定しており、防災行政無線の一元化、デジタル化整備に伴い、統一を図っていきたい。

(委員)

防災みえを利用しているが、別に整備する必要があるのか。

⇒全国瞬時警報システムを整備しなければならない。これにより、地震速報や火山情報、国家の緊急情報など、国レベルの情報が新しく整備する防災行政無線から流せるようになる。また、市としての情報を流すこともできる。

(委員)

使用状況について、二見、小俣では自治会の放送も行っているが、4 月以降できなくなるのか。

⇒整備が完了するまでは、旧伊勢では、平成 24 年度末まで、二見、小俣は 25 年末、御菌の C A T V システムは、25 年度末まで現在のシステムのままである。それ以降、戸別受信機を使った自治会放送はできなくなる。

(委員)

地域や自治会活動の活用として必要ではないのか、現在のシステムをそのまま利用することに、法的な制約があるのか

⇒防災行政無線について、合併前の 4 種類の電波を利用しているが、電波法では、1 つの自治体に、1 つの電波の割当てとなっており、アナログから、デジタルへ整備する必要がある。デジタル化に伴い、現在のアナログの戸別受信機は利用できなくなる。

(委員)

デジタル化は、どうしてもしなくてはいけないのか。

⇒しなければいけない。例として、志摩市はデジタルで整備し、変換機で対応したアナログの戸別受信機を導入している。それと同様に伊勢市で整備する費用について、17 億円必要であり、現在の整備方法を選択した。小俣からは、地域の放送を守ってほしいとの要望をいただいている。

(委員)

旧伊勢市地区には、自治会独自の放送設備を持っている地域もあるが、それ以外の地区ではないのか。

⇒小俣では、自治会独自の放送設備はもっていないが、御菌では持っている。

(委員)

自治会独自の放送に対する助成などはあるのか。地域コミュニティづくりの面でも検討いただきたい。

⇒要望をいただいているので検討していく予定である。

○合併調整に伴う「ケーブルテレビ加入補助金」等にかかる意見聴取について

「ケーブルテレビ加入補助金」等にかかる意見聴取について、広報広聴課より、資料に基づき説明がされた。

- ・ケーブルテレビ事業について、合併前の4市町村で、加入率に差があったことから、平成17年8月に補助金制度を開始し、合併時に制度を統一し、加入促進に努めてきた。H22.12現在、62.3%の加入率である。
- ・ケーブルテレビに新規加入する場合に加入金と宅内工事費に対して、補助金を交付しているが、「みんなのまちの計画（総合計画）」のケーブルテレビ加入率の平成24年度末目標値である60%も超えたことから、当初の目的は達成されたと考えるため、平成23年度末をもって廃止する。
- ・御薊地域は、防災システムとして使用するため、御薊地域にかかるケーブルテレビ加入経費や回線使用料について、合併後10年間現行のとおりとなっているが、テレビ地上波のデジタル化を著しい社会経済情勢の変化と位置づけ、防災行政無線が整備される平成26年3月末まで伊勢市の負担とし、平成26年4月以降全市統一としたい。

（2）報告事項

○伊勢市公共下水道事業受益者負担金について

公共下水道事業受益者負担金について、上下水道部料金課より、資料に基づき報告がされた。

- ・下水道事業受益者負担金とは、下水道が整備されることによって利益を受ける方に建設に係る費用の一部を負担していただき、整備を図っていくものである。
- ・受益者負担金の合併調整方針としては「合併後原則として10年間は、現行のとおりとする。ただし、小俣町、御薊村地域を除く未認可地域の受益者負担金については、現行の算出根拠を基本として、新市において検討する。なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点で早急に対応する。」となっており、第3期事業認可区域における公共下水道事業受益者負担金について、現行の算出根拠を基本に試算し、479円/㎡と算出した。
- ・第3期の単位負担金額について、下水道の整備に係る国庫補助対象が流動的であること、同一事業区域内の公平性などの理由を勘案し、第1期及び2期の金額である508円/㎡を採用することが報告された。

- ・以上の件について、下水道審議会より、同意するとの答申を受けており、3月議会において、条例の改正を予定している。

(委員)

下水道受益者負担金は、平均的な家庭でどれくらいなのか。

⇒60坪、約200㎡の土地の大きさで、100,500円と説明会等では、案内している。受益者負担金について、県内14市では、平方メートルあたりで、単価を決めており、町では、土地の大きさに関係なく、1件あたりの定額で定めているところが多い。合併調整では、10年間現状のとおりとなっている。

(委員)

下水道の全体計画では、何年ごろに終わるのか。

⇒全体の整備には、あと30年以上は必要と考えているが、全体の整備するための財源的な問題もあり、5年毎に全体の整備区域の見直しも行っている。現在の普及率は、市で37.8%、国全体で72%、県45%となっており、第3期が終了する平成27年度末で50%の普及率を目標としている。

以上。